

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、三重県産農林水産物及び加工品（以下「県産品」という。）の輸出の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供
- (2) 研修会の開催
- (3) 海外ビジネス個別相談会の開催
- (4) 海外ニーズ調査等の実施
- (5) 海外での三重県物産展等の開催
- (6) 海外での展示商談会、見本市等への参加
- (7) 海外バイヤーとの商談会の開催
- (8) その他目的達成に必要な事業

(資 金)

第4条 前条の事業を実施するために会費、負担金、補助金、その他収入金を充てる。

- 2 会費は、会員が年一回支払う資金をいう。
- 3 負担金は、会員が協議会の実施する事業に参加するために、会費以外で協議会から求められて負担する資金をいう。
- 4 補助金は、国からの国庫補助金等をいう。

第3章 会員

(構 成)

第5条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した、三重県内に主たる事業所を有する個人・企業及び団体（当該団体の直接の構成員を含み、間接の構成員は除く。以下同じ。）とする。

(入 会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 会員が会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(会費等の不返還)

第9条 退会した会員が既に納入した会費及びその他の金品は、返還しない。

(負担金の返還の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、政情不安、経済危機、疾病発生その他やむを得ない事情により予定した事業の実施が困難と認められる場合においては、当該事業に支出する会員の負担金のうち、既に支出した金額を除いた残額を上限として、その負担金の一部を当該会員に返還することができる。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 3名以内
- (4) 監 事 2名以内

2 会長は、三重県雇用経済部長をもって充てる。

3 副会長、理事及び監事は、会長が指名する。

(職 務)

第12条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長及び副会長とともに協議会の事業の推進運営にあたる。

4 監事は、協議会会計を監査する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集する。

3 総会及び役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数によりこれを決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 総会及び役員会の議長は、会長をもってこれに充てる。

5 総会は年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

6 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(総会に付議すべき事項)

第15条 次に掲げる事項は総会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約等の変更
- (4) その他会長が必要と認める事項

(役員会に付議すべき事項)

第16条 次に掲げる事項は役員会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認に関する事案
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事案
- (3) 規約等の変更に関する事案
- (4) その他の重要事項

(書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会又は役員会に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員又は役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第14条第3項の規定の適用については、その会員又は役員は出席したものとみなす。

(専門部会)

第 18 条 協議会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、協議会の下に品目別の専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第 19 条 協議会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、検討テーマごとにワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーの設置)

第 20 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事業を行うために必要と認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験を有する者又は輸出促進に関し専門的知見を有する者、法人若しくは団体のうちから会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 会計

(会計年度)

第 21 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 22 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 23 条 協議会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(事務局)

第 24 条 協議会に事務局を置き、協議会の事務の調整、会計事務にあたる。

2 事務局は、三重県雇用経済部県産品振興課に置く。

3 事務局長は、三重県雇用経済部県産品振興課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務及び事業執行を総括する。

5 協議会の会計事務の処理については、別に定める。

(専決事項)

第 25 条 会長は、協議会の収支予算が国の補助金及び会員の負担金の増減等により変更が生じる場合には、第 22 条の規定にかかわらず当該変更について専決できるものとする。

2 会長は、総会終了後から次年度の総会までの間、事業の執行並びに経費の収入及び支出について専決できるものとする。

3 会長は、前項により次年度の 4 月 1 日から次年度の総会までの間に専決を行ったときは、総会において報告しなくてはならない。

(その他)

第 26 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、この規約の規定にかかわらず、設立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 この規約は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。

4 この規約は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

5 この規約は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。